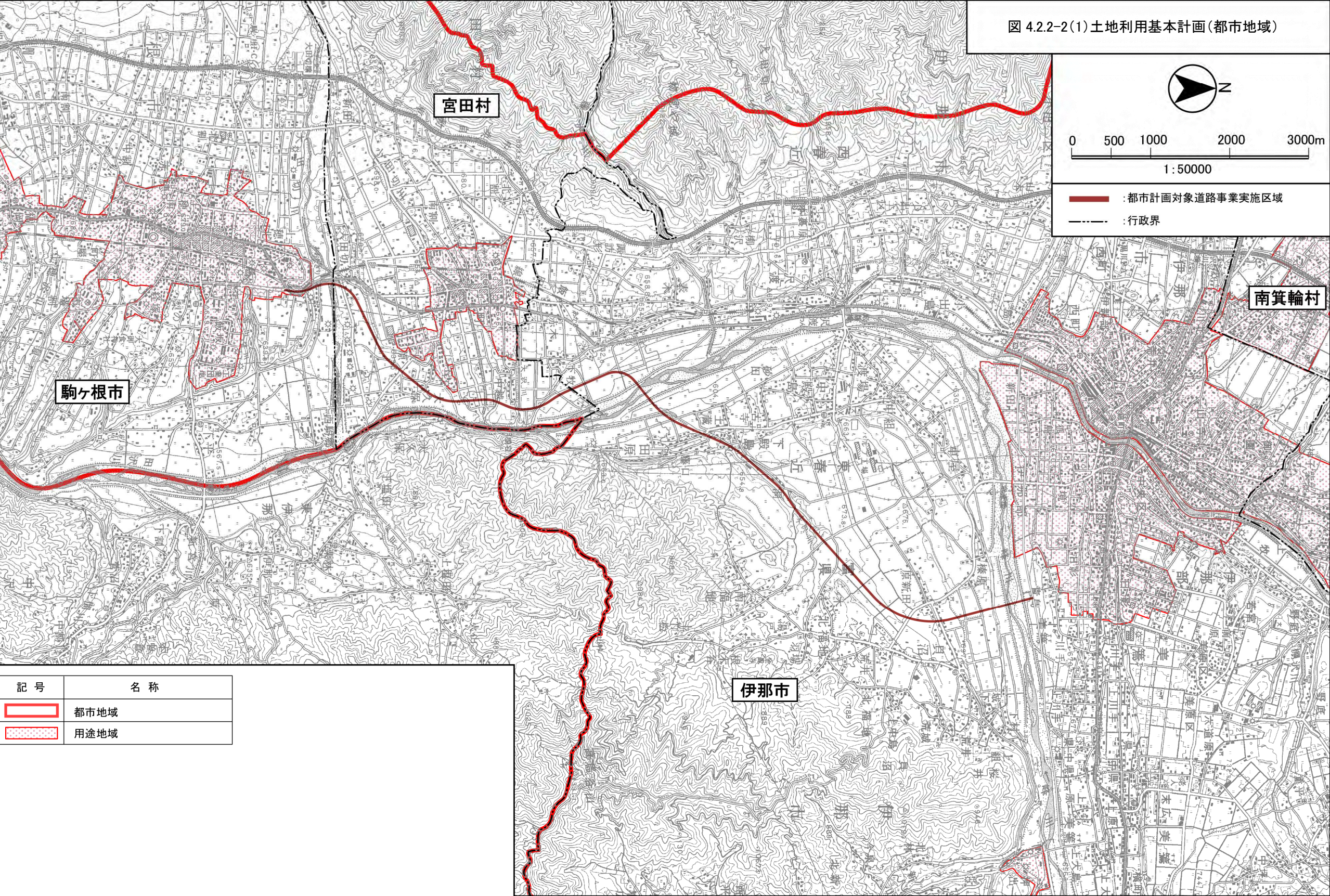
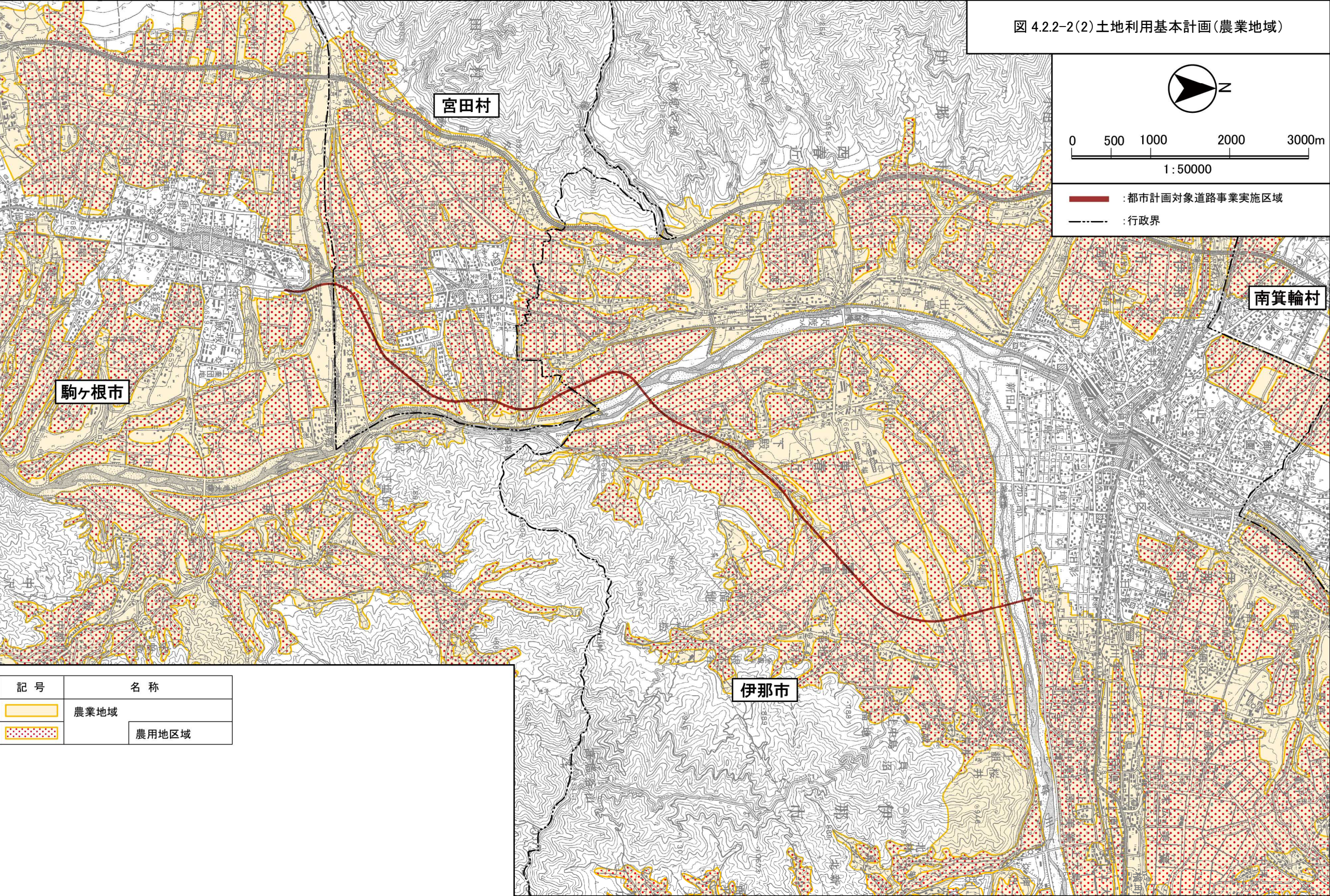


2) 土地利用基本計画の状況

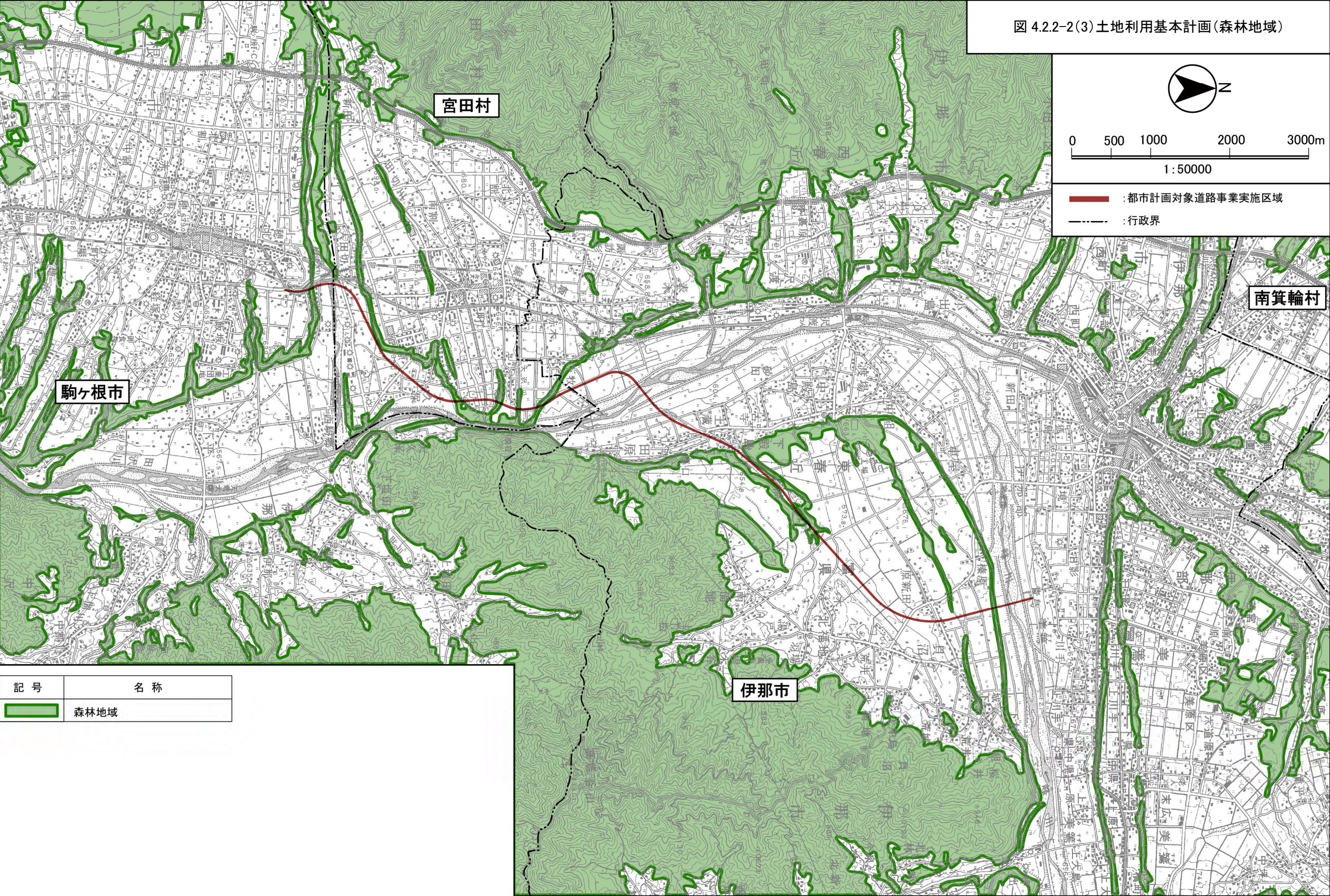
調査区域には、「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日 法律第 92 号）に基づいて策定された土地利用基本計画において都市地域、農業地域及び森林地域に指定された土地がある。調査区域の大部分が都市地域に指定されており、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の都市地域には、都市計画法に基づく用途地域がそれぞれ定められている。農業地域、森林地域は、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市にそれぞれ存在し、このうち農業地域の大部分は農用地区域となっている。土地利用基本計画で定める地域区分の状況を図 4.2.2-2 (P4-113～115) に示す。



出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成30年7月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)



出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成30年7月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)



出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成30年7月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)